

り18年度に1巡目の点検が完了する予定とした。

また、確実な点検と技術向上に向けて、今年3月に県コンクリート診断士会と協定を結んだと報告された。

(土山実穂)

県内の橋、トンネル
緊急措置該当なし

県道路メンテナンス会議

国や県、市町など県内の道路管理者でつくる「県道路メンテナンス会議」の本年度第1回会合がこのほど、福井市の県教育センターで開かれた。県内の橋やトンネルなど1万796カ所のうち、2016年度は2803カ所を点検、緊急措置が必要な道路施設はなかったと報告された。

14年の道路法施行規則改正で橋やトンネルは5年ごとの点検が義務化された。点検結果を▽健全▽予防保全▽早期措置▽緊急措置―の4段階で評価する。

橋は2682カ所で点検し、コンクリートのひび割れなど、構造物の機能に支障が生じる可能性がある「早期措置」が211カ所だった。トンネルは41カ所中、早期措置が19カ所だった。

点検実施率は14、15年度分を含めた3年間で、橋(1万133カ所)が55%、トンネル(264カ所)は55%、標識や歩道橋などの道路付属物(399カ所)は52%。事務局は、おおむね順調で計画通